



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年10月31日金曜日 第1505号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....1127

指定猟法禁止区域の指定.....1129

鳥獣保護区の存続期間の更新.....1130

特別保護地区の指定.....1132

休猟区の指定.....1132

銃猟禁止区域の指定.....1135

救急病院の協力申出.....1136

指定居宅サービス事業者の指定.....1136

指定居宅介護支援事業者の指定.....1137

指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....1137

指定居宅介護支援事業の廃止.....1137

指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....1137

建設業者の許可の取消し.....1137

公有水面埋立免許の出願.....1138

公有水面埋立免許.....1140

道路の供用開始（県道新居浜別子山線）.....1142

道路の区域変更（一般国道380号）.....1142

道路の供用開始（"）.....1142

道路の区域変更（一般国道441号）.....1143

道路の供用開始（"）.....1143

道路の区域変更（一般国道378号）.....1143

道路の供用開始（"）.....1143

開発行為に関する工事の完了.....1144

落札者等の告示（2件）.....1144

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....1144

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第2036号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年10月31日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

日本エイアンドエル株式会社  
大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
代表取締役 松山 紀由

- 2 工場・事業場の名称及び所在地  
日本エイアンドエル株式会社愛媛工場  
新居浜市菊本町二丁目10番2号
- 3 特定施設に関する事項  
サイクロンスクリーナー

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第34号 いろ過施設	
特定施設の能力	1時間当たり15立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後25日	
使用開始の予定年月日	完成翌日	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	12時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0 最大 6.0~8.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 15,000 最大 30,000
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 200
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 2
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0 最大 0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 4 最大 6	

#### 4 汚水等の処理施設に関する事項

##### (1) 加圧浮上分離装置

設置年月日	昭和45年3月3日
処理施設の種類	加圧浮上
処理施設の型式	加圧浮上
処理施設の構造	鉄製

処理施設の主要寸法	縦 13.55メートル 横 3.0メートル 高さ 1.53メートル 縦 13.34メートル 横 4.65メートル 高さ 2.5メートル		
処理施設の能力	1日当たり4,320立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	加圧浮上		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0 最大 10.0	通常 7.0 最大 8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 942 最大 1,529	通常 328 最大 533
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,423 最大 3,533	通常 119 最大 149
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 105 最大 163	通常 105 最大 163
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 82 最大 180	通常 8 最大 18
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2,584 最大 3,901	通常 2,584 最大 3,901	

(2) 散水ろ床装置

設置年月日	昭和48年12月15日		
処理施設の種 類	散水ろ床		
処理施設の型 式	散水ろ床		
処理施設の構 造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 26.0メートル 横 9.0メートル 高さ 13.0メートル		
処理施設の能力	1日当たり6,400立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	散水ろ床		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 8.5	通常 7.0 最大 8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 262 最大 418	通常 188 最大 301
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 84 最大 139	通常 84 最大 139
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 82 最大 126	通常 69 最大 107
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6 最大 14	通常 5 最大 12
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 3,294 最大 5,039	通常 3,294 最大 5,039	

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 188 最大 300	通常 60 最大 85
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 94 最大 139	通常 50 最大 89
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 69 最大 107	通常 48 最大 75
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 12	通常 4 最大 9
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 3,316 最大 5,066	通常 3,316 最大 5,066

(3) 曝気槽

設置年月日	昭和51年2月10日		
処理施設の種 類	空気曝気		
処理施設の型 式	空気曝気		
処理施設の構 造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 16メートル 横 15メートル 高さ 3.5メートル		
処理施設の能力	1日当たり6,400立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	空気曝気		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 8.5	通常 7.0 最大 8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 262 最大 418	通常 188 最大 301
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 84 最大 139	通常 84 最大 139
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 82 最大 126	通常 69 最大 107
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6 最大 14	通常 5 最大 12
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 3,294 最大 5,039	通常 3,294 最大 5,039	

(4) 不純物分離装置

設 置 年 月 日	昭和55年 4月16日		
処 理 施 設 の 種 類	油膜分離		
処 理 施 設 の 型 式	油膜分離		
処 理 施 設 の 構 造	鉄製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 3.5メートル 横 1.5メートル 高さ 1.1メートル 縦 4.5メートル 横 2メートル 高さ 1.3メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり1,100立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	油膜分離		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 8.5	通常 7.0 最大 8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 995 最大 1,493	通常 299 最大 448
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 100	通常 30 最大 40
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 23 最大 31	通常 20 最大 28
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0	通常 0 最大 0
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 387 最大 577	通常 387 最大 577	

最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.2 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 6.0~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 42 最大 65
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 89
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 55 最大 80
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6 最大 12
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 4,778 最大 7,326

(2) No.3 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 6.0~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10以下 最大 10以下
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 120 最大 360

備考 この他に、雨水排水口が1箇所ある。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び

○愛媛県告示第2037号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第15条第1項の規定に基づき、次のとおり指定猟法禁止区域を指定する。

なお、鉛散弾を使用する狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域の設定(平成12年10月愛媛県告示第1433号)は、告示の日限り廃止する。

平成15年10月31日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	区 域	存続期間	指定猟法
犬塚池鉛製銃弾使用禁止区域	今治市と越智郡玉川町との境界と農免農道下鴨部線との交点を起点とし、ここから同農道を西に進み、町道御作礼1号線に出て、同町道を北に進み、町道池尻線との交点に至る。ここから同町道を東に進み、町道八幡犬塚線との交点に至り、ここから同町道を北東に進み、	平成15年11月1日から	鉛製銃弾の使用

	町道八幡線との交点に至り、ここから同町道を北に進み、町道鳥越線との交点に至り、ここから同町道をほぼ東に進み、同市と同町との境界の交点に至る。ここから同境界を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域				
山田新池鉛製銃弾使用禁止区域	松山市津吉町の尉之城登山道と山田新池堤頂西端との交点を起点とし、ここから同堤頂をほぼ北に進み、同池水門を経て、更に同堤頂をほぼ北東に進み、同堤頂東端と本谷川に出る歩道との交点に至る。ここから同歩道をほぼ南に進み、本谷川に出て、同川右岸を上流に約100メートル進み、同登山道に通じる歩道との交点に至り、ここから同歩道をほぼ西に進み、同登山道に至る。ここから同登山道を西に進み、山田新池1池を経て、更に同登山道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上	同	上
空所地区鉛製銃弾使用禁止区域	東宇和郡宇和町大字空所の町道中川地区33号線と町道中川地区34号線との交点を起点とし、ここから同町道を西に進み、同町道の終点に至る。ここから奥池と山林との境界に通じる作業道をほぼ北西に進み、同境界に至る。ここから同境界を北東に進み、同境界に続く山林と同山林に隣接する土地との境界に至り、ここから同境界を北東に進み、町道立石地区4号線に続く稜線に至る。ここから同稜線を南東に進み、同町道に出て、同町道を南に進み、町道中川地区33号線との交点に至り、ここから同町道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上	同	上

○愛媛県告示第2038号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成15年10月31日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	区 域	存続期間	保護に関する指針
谷上山鳥獣保護区	国有林松山事業区33林班南端を起点とし、ここから山道をほぼ南西に進み、同事業区35林班南端を経て、更に同山道をほぼ北西に進み、宝珠寺山門に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を西ないし北に進み、同山門で市道谷上山線に出る。ここから同市道をほぼ北に進み、伊予市谷上山公園第二展望台手前で市道谷上山大谷線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、下三谷に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を北西に進み、同事業区34林班界に至り、ここから同林班界を北東に進み、ベツツ山三角点（266.2メートル）を経て、農道を横切り、通称茶畑谷に出て、同谷を下流に進み、伊予市と伊予郡砥部町との境界に至り、ここから同事業区33林班西端に至る直線を北西に進み、同端に至り、ここから同林班界を北東ないし南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成15年11月1日から平成25年10月31日まで	当該地域は、血ヶ峰連峰県立自然公園内に位置し、大谷池周辺を中心にカモ類をはじめとする多様な鳥獣が生息しており、えひめ森林公園内には、野鳥の森が整備され、愛鳥思想の普及啓蒙活動が積極的に行われ、都市近郊の自然公園として市民の憩いの場となっている。更に、当該地域内には、希少種であるオオタカの営巣も確認されていることから、巡視を実施し、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、森林公園を利用し、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図ることとする。（指定区分：森林鳥獣生息地の保護区）
滑床成川鳥獣保護区	宇和島市並びに北宇和郡広見町及び松野町所在の国有林宇和島事業区51から58までの各林班、61から72までの各林班、76から77までの各林班の区域	同 上	当該地域には、足摺宇和海国立公園があり、林相の変化に富む豊かな自然環境を背景に多様な鳥獣の生息地となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図ることとする。（指定区分：森林鳥獣生息地の保護区）
小田深山鳥獣保護区	上浮穴郡小田町地内の国有林松山事業区56から64までの各林班及び小田町森林計画区143林班の区域	同 上	当該地域は、四国カルスト県立自然公園を含み、広葉樹と針葉樹が混在する林相変化に富む地域であり、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図ることとする。（指定区分：森林鳥獣生息地

			の保護区)
黒瀬ダム鳥獣保護区	西条市黒瀬の黒瀬ダムえん堤北端を起点とし、ここから同えん堤を南に進み、市道大保木5号線に出て、同市道を西ないし南東に進み、雨乞谷橋北端で雨乞谷川に出る。ここから同川右岸を上流に進み、三角点(430.7メートル)に至る稜線との交点に至る。ここから同稜線をほぼ南西ないし西に進み、同三角点に至り、更に稜線を南ないし北西に進み、同市道に出て、同市道を北西に進み、柳瀬橋南端に至る。ここから同ダムの満水時の貯水線に沿って、加茂川上流に進み、同貯水線南端で同川を横切り、県道西条久万線に出て、同県道をほぼ北に進み、上の原を経て、更に同県道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上 黒瀬ダム周辺は、落葉広葉樹が多く、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼす行為が行われないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図ることとする。(指定区分:森林鳥獣生息地の保護区)
皿ヶ峰三坂峠鳥獣保護区	松山市と上浮穴郡久万町との境界と国道33号との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ北東に進み、引地山三角点(1,026.8メートル)に至る。ここから国有林と民有林との境界を南東ないし北東に進み、国有林松山事業区30林班と同事業区29林班との境界に至る。ここから同境界を南東に進み、同町と温泉郡重信町との境界に至り、ここから同境界を南東に進み、同事業区29林班と同事業区39林班と同事業区40林班との境界の交点に至る。ここから同事業区39林班と同事業区40林班との境界を南東に進み、国有林と民有林との境界に至る。ここから同境界をほぼ南西に進み、同林班る小班と同林班る小班との境界に至り、ここから同境界を北に進み、皿ヶ嶺連峰県立自然公園界に至る。ここから同公園界を北西ないし南西に進み、同国道に出て、同国道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上 当該地域は、皿ヶ嶺連峰県立自然公園内にあり、広葉樹と針葉樹が混在する林相変化に富む地域であり、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図ることとする。(指定区分:森林鳥獣生息地の保護区)
笠方鳥獣保護区	上浮穴郡面河村大字渋草の国道494号と県道落合久万線との交点を起点とし、ここから同国道を北ないし南東に進み、妙を経て、更に同国道を南に進み、土泥の宝来橋を経て、村道中山線との交点に至る。ここから同村道を東ないし北西に進み、県道落合久万線に出て、同県道をほぼ北に進み、中山、人行を経て、起点に至る線に囲まれた区域	同	上 当該地域には、皿ヶ嶺連峰県立自然公園があり、面河ダム周辺には、カモ類等の水鳥をはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図ることとする。(指定区分:森林鳥獣生息地の保護区)
須賀川ダム鳥獣保護区	宇和島市柿原の須賀川ダムえん堤南端を起点とし、ここから同えん堤を北に進み、市道須賀川ダム循環線に出て、同ダムの常時満水位の貯水線に沿って同市道を周回し、起点に至る線に囲まれた区域	同	上 当該地域は、カモ類をはじめ多くの渡り鳥の重要な渡来地であることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図ることとする。(指定区分:集団渡来地の保護区)
白滝鳥獣保護区	喜多郡長浜町大字白滝の町道加世山崎線と町道加屋須合田線との交点を起点とし、ここから同町道を北西に進み、町道小野長尾線との交点に至る。ここから白滝サイレン塔に至る直線を北東に進み、同塔に至り、ここからNHK長浜テレビ中継放送所に至る直線を北東に進み、同塔で町道大戸山線に出る。ここから同町道を北東に進み、町道大平線との交点に至り、ここから同町道を北東に進み、特別高圧送電線長浜線の真下に至り、ここから同送電線13鉄塔に至る直線を南東に進み、林道滝上長尾線に出る。ここから同林道をほぼ南に進み、同町と大洲市との境界に至り、ここから同境界を南西ないし南に進み、長浜町森林計画区33林班90小班と同林班91小班との境界東端に至り、ここから同林班91、93、17、88、15、	同	上 当該地域は、滝及び紅葉の名所として多くの県民が訪れる白滝公園を中心とした樹林帯であり、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、自然とのふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場として活用する。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、景観が優れ、休憩所や遊歩道等も整備されていることから、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図ることとする。(指定区分:身近な鳥獣生息地の保護区)

	14、13、95、12及び22小班に接し、町道滝川線と町道加世山崎線との交点に至る山道を南ないし西に進み、同交点に至る。ここから同町道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域		
多田鳥獣保護区	東宇和郡宇和町大字東多田の八幡神社鳥居を起点とし、県道伊延東多田線を約 100メートル西に進み、町道多田地区54号線との交点に至り、ここから同町道を約 300メートル北に進み、町道多田地区53号線との交点に至り、ここから同町道を約 200メートル北東に進み、同町道終点において私設林道との交点に至る。ここから同林道を約50メートル北東に進み、山道との交点に至り、ここから同山道を南東に進み、稜線を経て、町道多田地区20号線に出る。ここから同町道を約 450メートルほぼ南に進み、県道伊延東多田線に出て、同県道を約 100メートル西に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、農耕地及び住宅地を除いた区域	同	上

○愛媛県告示第2039号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定の基づき、次のとおり特別保護地区を指定する。

平成15年10月31日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	区 域	存続期間	保護に関する指針
黒瀬ダム鳥獣保護区特別保護地区	西条市黒瀬の黒瀬ダムえん堤北端を起点とし、ここから同えん堤を南に進み、市道大保木5号線に出て、同市道を西ないし南東に進み、雨乞谷橋を経て、更に同市道を南西に進み、柳瀬橋南端に至る。ここから同ダムの満水時の貯水線に沿って、加茂川上流に進み、同貯水線南端で同川を横切り、県道西条久万線に出て、同県道をほぼ北西に進み、上の原を経て、更に同県道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成15年11月1日から平成25年10月31日まで	黒瀬ダム鳥獣保護区のうち、多くの水鳥が生息する水面を特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥類の生息環境を保全することとする。（指定区分：森林鳥獣生息地の保護区）
滑床成川鳥獣保護区特別保護地区	宇和島市並びに北宇和郡広見町及び松野町所在の滑床成川鳥獣保護区のうち、国有林宇和島事業区61林班ほ小班、62林班は及びの各小班、63林班と、ち及びぬの各小班、64林班と小班、65林班い、ろ、ほ及びへの各小班、66林班ろ小班、67林班ろ小班、68林班ろ小班並びに69から71までの各小班的区域	同	上

○愛媛県告示第2040号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定する。

平成15年10月31日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	区 域	存続期間
小川山休猟区	伊予三島市金砂町小川山柳瀬の三島嶺南鳥獣保護区界上の国道319号と同町小川山引地に通じる歩道との交点を起点とし、ここから同区界を北西に進み、銅山川に出て、同川右岸を下流に進み、中ノ川との合流点に至る。ここから同川右岸を上流に進み、東尾橋を経て、同市と宇摩郡新宮村との境界に至り、ここから同境界を南東に進み、三ツ足山（1,105メートル）を経て、更に同境界を南西ないし南に進み、愛媛県と高知県との境界に至る。ここから同境界を西に進み、カガマシ山三角点（1,342.9メートル）を経て、更に同境界を南西ないし北西に進み、中川峠で林道中之川線に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を北東ないし北に進み、同林道に出る。ここから同林道を北に進み、市道中之川線に出て、同市道をほぼ北に進み、	平成15年11月1日から平成18年10月31日まで

	林道西ノ谷線との交点に至り、ここから同林道を西に進み、市道薬師線に出て、同市道をほぼ北西に進み、同区界に至り、ここから同区界をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域		
三ツ足山休猟区	宇摩郡新宮村大字馬立の県道川之江大豊線と村道和田小屋線との交点を起点とし、同県道をほぼ南に進み、笹ヶ峰隧道で愛媛県と高知県との境界に至る。ここから同境界を南西に進み、椽尾山(1,222.1メートル)を経て、更に同境界を北西に進み、伊予三島市と同村と高知県大豊町との境界の交点に至る。ここから同市と同村との境界をほぼ北に進み、三ツ足山(1,105メートル)を経て、更に同境界を北西に進み、同村道に出る。ここから同村道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
保土野休猟区	新居浜市と伊予三島市と宇摩郡土居町との境界の交点を起点とし、ここから両市の境界をほぼ南に進み、銅山川に出る。ここから同川左岸を上流に進み、新居浜市の成、小美野及び保土野を経て、床鍋谷川との合流点に至る。ここから同川左岸並びにこれに続く谷を上流に進み、権現越えを経て、同市と同町との境界に至り、ここから同境界をほぼ東に進み、エビラ山三角点(1,635.9メートル)及び二ツ岳三角点(1,647.3メートル)を経て、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
大野山休猟区	新居浜市大生院の国道11号の渦井橋西端を起点とし、ここから渦井川左岸を上流に進み、川口部落で小河谷川との合流点に至る。ここから両河川に挟まれた稜線をほぼ南東ないし南西に進み、同市と西条市との境界に至る。ここから同境界をほぼ北に進み、同国道に出て、同国道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
大森山休猟区	西条市中奥の県道西条久万線の三碧橋西端を起点とし、ここから同県道を南東に進み、西之川平組の大宮橋西端で市道東之川東西線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、東之川で瓶ヶ森登山道との交点に至る。ここから同登山道を北東に進み、菖蒲峠で石鎚山系鳥獣保護区界に至り、ここから同区界を南に進み、台ヶ森を経て、更に同区界を南西ないし北西に進み、同市と周桑郡小松町との境界に至る。ここから同境界を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
徳田休猟区	周桑郡丹原町大字田滝の県道関屋今井線の田滝橋西端を起点とし、ここから西川右岸を上流に進み、黒滝谷川との合流点に至る。ここから同川右岸を北西に進み、通称権現谷との交点に至り、ここから同谷を北西に進み、通称ヒクタオで同町と東予市との境界に至る。ここから同境界を東ないし北東に進み、県道徳能伊予三芳停車場線に出て、同県道をほぼ南西に進み、県道関屋今井線との交点に至り、ここから同県道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、西山鳥獣保護区の区域を除いた区域	同	上
木地休猟区	越智郡玉川町と東予市との境界上の国有林木地奥事業区界北端を起点とし、ここから国有林と民有林との境界をほぼ西ないし北に進み、檜原山山頂の奈良原神社に至る山道に出て、同山道を北東に進み、同神社に至り、ここから上木地登山道を北東に進み、町道木地川本線に出て、同町道を南に進み、林道コタマゴ線との交点に至り、同林道並びにこれに続く山道を南東に進み、同境界に至り、ここから同境界を南に進み、起点に至る線で囲まれた区域	同	上
大三島北休猟区	越智郡上浦町と同郡大三島町の大三島の区域のうち、同町大字宮浦の宮浦本川河口右岸を起点とし、ここから同岸を上流に進み、昭和橋北端に至り、ここから同橋を渡り、県道大三島上浦線に出て、同県道を北東に進み、州の鼻橋北端で井之口本川に出て、同川左岸を下流に進み、河口に至る線で分断される北側の区域	同	上
上唐川休猟区	伊予市と伊予郡砥部町と同郡中山町との境界の交点を起点とし、ここから同市と同町との境界をほぼ西に進み、国道56号に出て、同国道を北に進み、県道大平砥部線との交点に至り、ここから同県道をほぼ東に進み、同市と砥部町との境界に至り、ここから同境界をほぼ南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
中島本島南休猟区	温泉郡中島町の中島本島の区域のうち、町道大浦吉木線及びその延長線で分断される南側の区域	同	上
高市休猟区	伊予郡中山町と同郡広田村との境界と県道中野川総津線との交点を起点とし、ここから同県道を南東に進み、総津橋北端で玉谷川に出て、同川右岸を下流に進み、新総津橋南端で国道379号との交点に至り、ここから同国道をほぼ南に進み、上浮穴郡小田町と同村との境界に至り、ここから同境界を南西に進み、同町と同村と中山町との境界の交点に至り、ここから同町と同村との境界を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
桂ヶ森休猟区	上浮穴郡久万町大字久万町の国道33号と町道旭ヶ丘線との交点を起点とし、ここから同町道を西に進み、町道ひわ田線との交点に至り、ここから同町道をほぼ西に進み、町道由良野線との交点に至り、ここから同町道を南西に進み、県道上尾峠久万線に出る。ここから同県道を北西に進み、サレガ峠で同町と伊予郡広田村との境界に至る。ここから同境界を北東に進み、同町と同村と伊予郡砥部町との境界の交点に至る。ここから同町と久万町との境界をほぼ北東に進み、同町と砥部町と松山市との境界の交点に至り、ここから久万町と同市との境界を東に進み、同町大字二名と同町大字東明神との境界に至り、ここから同境界並びにこれに続く山道を南東に進み、町道皿木線に出て、同町道を東に進み、国道33号に出て、同国道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
妙休猟区	上浮穴郡面河村洪草の国道494号と村道大成線との交点を起点とし、ここから同国道を北に進み、県道落合久万線との交点に至る。ここから同県道を北に進み、相名峠に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を北東に進み、同峠で同村と周桑郡丹原町との境界に至る。ここから同境界をほぼ南東に進み、石鎚山系	同	上

	鳥獣保護区界に至り、ここから同区界をほぼ南東に進み、村道坂瀬線に出る。ここから同村道を南に進み、村道大成線との交点に至り、ここから同村道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域		
黒藤川休猟区	上浮穴郡美川村の国道33号と県道美川川内線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北ないし北東に進み、林道長崎明神山線との交点に至る。ここから同林道並びにこれに続く山道を東に進み、愛媛県と高知県との境界に至り、ここから同境界を南西に進み、明神山三角点（1,150.6メートル）で同村と同郡柳谷村と高知県との境界の交点に至り、ここから両村の境界を西に進み、同国道に出て、同国道を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
中久保休猟区	上浮穴郡柳谷村の古味橋東端を起点とし、ここから国道440号をほぼ南西に進み、地芳峠で同村と高知県との境界に至る。ここから同境界を西に進み、同村と東宇和郡野村町と高知県との境界との交点に至り、ここから同町と同村との境界を北に進み、丸石山三角点（1,327.5メートル）で同町と同村と上浮穴郡小田町との境界の交点に至り、ここから同村と同町との境界を北に進み、県道小田柳谷線に出て、同県道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
臼杵休猟区	上浮穴郡久万町と同郡小田町と伊予郡広田村との境界の交点となる三郷の辻三角点（931.9メートル）を起点とし、ここから両町の境界を南東ないし南に進み、国道380号に出る。ここから同国道をほぼ西に進み、町道大平高山畑谷線との交点に至り、ここから同町道並びにこれに続く玄台越歩道を北西に進み、林道道房掛橋線に出る。ここから同林道を西に進み、町道倉谷富田線に出て、同町道を西に進み、町道倉谷倉頭線との交点に至る。ここから同町道を北西に進み、県道久万中山線に出る。ここから同県道を西に進み、同町と同村との境界に至り、ここから同境界をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
長浜東休猟区	伊予郡双海町と喜多郡長浜町との境界と国道378号との交点を起点とし、同境界を南東に進み、両町と大洲市との境界の交点に至る。ここから同市と長浜町との境界を南ないし西に進み、白滝鳥獣保護区界に至り、同区界を北西、南西、南東、北東に進み、再び同境界に至る。ここから同境界をほぼ南西に進み、県道大洲長浜線に出て、同県道を北西に進み、同国道に出る。ここから同国道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
論田休猟区	喜多郡内子町の県道内子双海線と国道56号との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ南に進み、同町と同郡五十崎町との境界に至る。ここから同境界をほぼ南西に進み、両町と大洲市との境界の交点に至り、ここから同市と内子町との境界をほぼ北に進み、同町と同市と伊予郡双海町との境界の交点に至る。ここから同町と内子町との境界を北東に進み、県道串中山線に出て、同県道を南東に進み、県道内子双海線との交点に至る。ここから同県道をほぼ南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
五十崎南休猟区	喜多郡五十崎町福岡の県道肱川公園線と県道坊屋敷小田線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北東に進み、同町と同郡内子町との境界に至る。ここから同境界を南に進み、両町と同郡河辺村との境界の交点に至り、ここから五十崎町と同村との境界を南西に進み、同町と同村と同郡肱川町との境界の交点に至り、ここから同町と五十崎町との境界を西ないし南西に進み、同県道に出て、同県道を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
伊方休猟区	西宇和郡伊方町大字湊浦の伊方大川河口の妙見橋北端を起点とし、ここから海岸線をほぼ南西に進み、女子岬を経て、更にその海岸線を北西ないし南西に進み、同町と同郡瀬戸町との町境に至る。ここから同境界を北に進み、海岸線に出る。ここからその海岸線を北東に進み、町道伊方越臨港線の終点に至り、ここから同町道を南ないし東に進み、県道鳥井喜木津線に出て、同県道を南西に進み、町道湊浦伊方越線との交点に至る。ここから同町道をほぼ東に進み、国道197号に出て、同国道を東に進み、伊方大川橋北端で伊方大川に出る。ここから同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
明浜休猟区	東宇和郡明浜町大字依津の宮崎橋西端を起点とし、ここから国道378号をほぼ西に進み、渡江、狩浜及び高山を経て、宮野浦の旭橋東端で堂面川に出て、同川右岸並びにこれに続く谷を上流に進み、三角点（380メートル）で同町と西宇和郡三瓶町との境界に至る。ここから同境界を北東に進み、同町と明浜町と東宇和郡宇和町との境界の交点に至り、ここから同町と明浜町との境界を南東に進み、県道宇和高山線に出て、同県道を南東ないし北東に進み、林道火道線との交点に至り、ここから同林道を北東に約100メートル進み、銭坪川に通じる谷に出て、同谷並びにこれに続く同川右岸を下流に進み、宮崎川との合流点に至り、ここから同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
予子林休猟区	東宇和郡野村町と同郡城川町との境界と鹿野川ダム周辺鳥獣保護区界との交点を起点とし、ここから同区界をほぼ北西に進み、野村町と喜多郡肱川町との境界に至り、ここから同境界を北ないし東に進み、県道野村柳谷線に出て、同県道を東に進み、町道雨包線との交点に至り、ここから同町道を南東ないし西に進み、林道雨包線との交点に至る。ここから同林道をほぼ東に進み、野村町と城川町との境界に至り、ここから同境界を西ないし南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
魚成休猟区	東宇和郡城川町大字魚成の魚成橋東端を起点とし、ここから国道197号を南東に進み、農免農道魚成線との交点に至り、ここから同農道を南西に進み、町道下惣川線に出て、同町道を南に進み、林道下惣川線との交点に至り、ここから同林道並びにこれに続く通称作業道双ツ野線をほぼ南に進み、同町と北宇和郡広見町との境界に至る。ここから同境界を西に進み、両町と東宇和郡野村町との境界の交点に至り、ここから野村町と城川町との境界を北に進み、国道441号に出て、同国道を北東に進み、県道野村城川線との交点に至り	同	上



	、ここから同県道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域		
三浦休猟区	宇和島市下波の県道蔭淵下波線と県道宇和島下波津島線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ東に進み、辰野隧道を経て、更に同県道を東に進み、安米部落で海岸線に出る。ここからその海岸線に沿ってほぼ北東に進み、尾崎鼻を経て、更にその海岸線を南ないし北に進み、小池部落と小浜部落との境界に至り、ここから熊が峰（342.9メートル）に至る稜線をほぼ東に進み、同三角点に至り、ここから稜線を南に進み、無月峠、天神坂及び三角点（318.8メートル）を経て、同市と北宇和郡津島町との境界に至る。ここから同境界を西に進み、権現山（489メートル）を経て、蜂の巣鼻で海岸線に出る。ここからその海岸線をほぼ東に進み、竜王峯を経て、起点に至る線に囲まれた区域及び同市島首島全域	同	上
成川休猟区	北宇和郡広見町と同郡松野町との境界とJR四国予土線との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ南西ないし南に進み、三角点（402.8メートル）を経て、更に同境界を南西に進み、郭公岳三角点（1,010.1メートル）で両町と宇和島市との境界の交点に至る。ここから広見町と同市との境界を西ないし南西に進み、梅ヶ成峠を経て、更に同境界を北に進み、国道320号に出る。ここから同国道を東に進み、水分、中組及び下組の各部落を経て、同線との交点に至る。ここから同線を南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、滑床成川鳥獣保護区の区域を除いた区域	同	上
日向谷、富母里休猟区	北宇和郡日吉村下鍵山の国道320号と村道宮の谷線との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ北西に進み、国道197号との交点に至る。ここから同国道を北東に進み、愛媛県と高知県との境界に至り、ここから同境界を南に進み、高研山三角点（1,055.3メートル）を経て、更に同境界を南東に進み、標高点（956.3メートル）に至り、ここから節安部落に至る山道を南西に進み、節安部落で県道節安下鍵山線に出る。ここから同県道をほぼ南西に進み、屋敷部落、大村部落及び宮成部落を経て、更に県道をほぼ西に進み、野々谷部落、川口部落を経て、県道下鍵山松野線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、村道宮の谷線との交点に至る。ここから同村道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
菊川休猟区	南宇和郡御荘町平城の和口橋西端を起点とし、ここから県道猿鳴平城線を西に進み、町道平城八幡野線との交点に至り、ここから同町道を西に進み、国道56号に出て、同国道をほぼ西ないし北に進み、町道長崎本線との交点に至り、ここから同町道を南西に進み、町道長崎港線との交点に至り、ここから同町道を南西に進み、長崎防波堤で海岸線に出る。ここからその海岸線に沿って西ないし北に進み、同町と同郡内海村との境界に至り、ここから同境界を北東に進み、金剛山（539.4メートル）を経て、同町と同村と同郡城辺町との境界の交点に至る。ここから御荘町と城辺町との境界を南東ないし南に進み、通称和口山（697.7メートル）に至る。ここから御荘町の金比羅神社に至る稜線をほぼ南東に進み、通称石鎚山（579.0メートル）、通称平山（303.3メートル）及び通称松軒山（191.3メートル）を経て、御荘町和口で同神社に至る。ここから同神社参道を東に進み、和口川に出て、同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
船越休猟区	南宇和郡西海町船越の県道城辺高茂岬線と県道中浦西海線と町道船越中道線との交点を起点とし、ここから稜線をほぼ南に進み、三角点（366.3メートル）を経て、更に同稜線を南西ないし西に進み、標高点（367メートル）を経て、権現山三角点（490.8メートル）に至る。ここから稜線をほぼ北西に進み、標高点（439.0メートル）、三角点（178.7メートル）及び標高点（150.0メートル）を経て、鹿島瀬戸耳毛で海岸線に出る。ここからその海岸線をほぼ東に進み、道越鼻、女呂岬及び平床鼻を経て、西浦漁港に至る。ここから更にその海岸線を北ないし北西に進み、磯崎を経て、同町と同郡御荘町との境界に至る。ここから同境界を南東に進み、両町と同郡城辺町との境界の交点に至り、ここから西海町と城辺町との境界をほぼ南ないし南西に進み、亀倉鼻で海岸線に出る。ここからその海岸線をほぼ西に進み、西海町民会館前の町道四角海岸線の延長線との交点に至り、ここから同線並びにこれに続く同町道を北西に進み、町道船越中道線との交点に至り、ここから同町道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上

○愛媛県告示第2041号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を指定する。

平成15年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	区 域	存続期間
大洲青年の家銃猟禁止区域	大洲市大洲の国道56号と県道大洲保内線との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ南に進み、市道黒木野佐来線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、沙那王神社に至る。ここから標高点（226メートル）に至る稜線を西に進み、同標高点に至り、ここから稜線を北に進み、市道下山辺5号線に通じる山道に出て、同山道並びにこれに通じる同市道を北東に進み、同県道に出る。ここから同県道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成15年11月1日から平成25年10月31日まで
鈍川銃猟禁止区域	越智郡玉川町鈍川の町道木地川本線と通称シシオチ谷筋との交点を起点とし、ここから同町道を南東に進み、湯の花橋を経て、更に同町道を約500メートル南に進み、鋪巻橋の手前で水源の森橋に至る遊歩道松林の道との交点に至り、ここから同遊歩道を東ないし南に進み、同橋に至り、ここから同橋を渡り、同町道に	同 上

	出て、同町道をほぼ西に進み、鋪巻橋でふれあい橋に至る遊歩道うつぎの道との交点に至り、同遊歩道をほぼ北に進み、同橋西端で通称カケ谷筋に出て、同谷筋左岸を上流に進み、林道カケ谷線と遊歩道やまぶきの道との交点に至る。ここから同遊歩道をほぼ北に進み、町道シシオチ線を横断し通称シシオチ谷筋に出て、同谷筋右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域		
砥部川下流、通谷池銃猟禁止区域	伊予郡砥部町高尾田の重信大橋南端を起点とし、ここから重信川左岸を東に進み、県道久谷森松停車場線との交点に至り、ここから同県道を南に進み、町道高尾田宮内線との交点に至る。ここから同町道を南に進み、愛媛県総合運動公園入口に至り、ここから同公園への進入路を北東ないし東に進み、同町と松山市との境界に至り、ここから同境界を南東に進み、町道通り谷東付線に出る。ここから同町道をほぼ南に進み、町道宮内久谷線との交点に至り、ここから同町道をほぼ南西に進み、国道33号に出て、同国道を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
関川上銃猟禁止区域	宇摩郡土居町畑野の関川大橋南端の町道土居高首根線と町道畑野旧国道線と町道阿島道線との交点を起点とし、ここから同町道並びにこれに続く農道を北西に進み、関川右岸堤防に至る。ここから同川右岸を上流に進み、高首根橋南端に至り、ここから同橋を北に進み、同橋北端で同川に出て、ここから同川左岸を下流に進み、関川大橋北端に至り、ここから同橋を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
イナズミ銃猟禁止区域	越智郡大三島町大字宗方の県道大三島環状線と町道浜条線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ南に進み、関前村鳥獣保護区界との交点で海岸線に出る。ここからその海岸線を西に進み、尾の崎を経て、更にその海岸線を北ないし北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
高浜銃猟禁止区域	松山市高浜六丁目の県道松山港内宮線の高浜保育園正門前を起点とし、ここから同県道をほぼ北に進み、高浜公園を経て、更に同県道を北東に約 200メートル進み、農道との交点に至り、ここから同農道を東に約 100メートル進み、最初の分岐点に至り、ここから同農道分岐線を南東に約 100メートル進み、二番目の分岐点に至り、ここから同農道分岐線を南東に進み、同農道終点に至る。ここから標高点(50.0メートル)に至る直線をほぼ南に進み、同標高点に至り、ここから山道を南西に進み、農道に出る。ここから起点に至る直線を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上

○愛媛県告示第2042号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成15年10月31日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
医療法人補天会 光生病院	今治市室屋町三丁目2 番地10	医療法人 補 天 会	平成18年 10月22日 まで

○愛媛県告示第2043号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成15年10月31日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅サービス 事業者の開設者の 名称又は氏名	開 設 者 の 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 又 は 住 所	サービスの種類	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日
				名 称	所 在 地	
3870103524	合資会社あい・愛ワ ク	愛媛県松山市東垣生町 282番地2	福祉用具貸与	合資会社あい・愛ワ ク	愛媛県松山市東垣生町 282番地2	平成15年9月4日
3870200759	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁 目10番1号	訪問介護	株式会社コムスン今治 天保山ケアセンター	愛媛県今治市天保山町 三丁目1番3今治ポ ートビル	平成15年9月4日
3870600495	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁 目10番1号	訪問介護	株式会社コムスンいよ 西条ケアセンター	愛媛県西条市飯岡3759 番地1リショービル	平成15年9月4日
3870501115	日装工学株式会社	愛媛県新居浜市南小松 原町11番4号	福祉用具貸与	日装工学株式会社	愛媛県新居浜市南小松 原町11番4号	平成15年9月10日
3870103540	有限会社 E l y s i o n	愛媛県松山市大橋町33 5番地	訪問介護	指定訪問介護支援事業 所おもや	愛媛県松山市大橋町33 5番地	平成15年9月18日
3870103565	株式会社リビングリフ レッシュサービス愛媛	愛媛県松山市山越二丁 目11番31号	福祉用具貸与	株式会社リビングリフ レッシュサービス愛媛	愛媛県松山市山越二丁 目11番31号	平成15年9月22日
3870300500	有限会社しらさぎ	愛媛県大洲市平野町野 田2751番地2	訪問介護	ヘルパーステーション しらさぎ宇和島事業所	愛媛県宇和島市川内大 黒田甲2096番地4	平成15年9月22日
3871000331	有限会社たちばな	愛媛県伊予市灘町136 番地2	痴呆対応型共同 生活介護	グループホームたちば な	愛媛県伊予市灘町136 番地2	平成15年9月29日
3871000323	有限会社たちばな	愛媛県伊予市灘町136 番地2	通所介護	デイサービスセンター たちばな	愛媛県伊予市灘町136 番地2	平成15年9月29日

3873500635	有限会社おきた建築	愛媛県松山市東方町85 2番地	痴呆対応型共同 生活介護	グループホーム広田家	愛媛県伊予郡広田村総 津1136番地	平成15年9月29日
3870103581	株式会社よんでんライ フケア	愛媛県松山市紅葉町甲 794番1	特定施設入所者 生活介護	アミーユよんでん道後	愛媛県松山市紅葉町甲 794番1	平成15年9月29日

## ○愛媛県告示第2044号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成15年10月31日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支援 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所の所在地 又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870103532	有限会社 Ely sion	愛媛県松山市大橋町33 5番地	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業 所おもや	愛媛県松山市大橋町33 5番地	平成15年9月18日
3870103557	テルウェル西日本株式 会社	大阪府大阪市中央区森 ノ宮中央一丁目7番12 号	居宅介護支援	テルウェル西日本愛松 園 居宅介護支援事業 所愛松園	愛媛県松山市喜与町一 丁目8番地4	平成15年9月18日
3870103573	株式会社ケアメイツ・ ネットワーク	愛媛県松山市天山二丁 目5番5号	居宅介護支援	アトムケアサポート余 戸	愛媛県松山市余戸中四 丁目3番27号	平成15年9月22日

## ○愛媛県告示第2045号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成15年10月31日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅サービス 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所の所在地 又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出 年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870300427	宇和島ハイヤー株式会 社	愛媛県宇和島市丸之内 一丁目1番7号	訪問介護	宇和島介護サービス	愛媛県宇和島市恵 美須町一丁目6番 18号	愛媛県宇和島市丸 之内一丁目1番7 号	平成15年 9月1日

## ○愛媛県告示第2046号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成15年10月31日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支援 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所の所在地 又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3873700060	瀬戸町	愛媛県西宇和郡瀬戸町 三机3003-6	居宅介護支援	瀬戸町福祉課	愛媛県西宇和郡瀬戸町 三机3003-6	平成15年8月31日

## ○愛媛県告示第2047号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成15年10月31日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定介護療養型 医療施設の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所の所在地 又は住所	サービスの種類	辞退に係る指定介護療養型医療施設		届出年月日
				名称	所在地	
3811028152	医療法人サマリヤ会	愛媛県伊予市米湊266 - 1	介護療養型医療 施設	木村脳神経外科	愛媛県伊予市米湊266 番地1	平成15年8月31日

## ○愛媛県告示第2048号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成15年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
( 般 - 13 ) 第 360 号	平成 13 年 10 月 30 日	篠原鉄工(株)	篠原 壮一郎	新居浜市新田町 3 - 3 - 20	平成 15 年 9 月 3 日	管工事業 鋼構造物工事業 機械器具設置工事業	建設業の廃止
( 般 - 13 ) 第 12234 号	平成 13 年 4 月 20 日	新通信建設(有)	新 博信	大洲市阿蔵甲 288 - 1	平成 15 年 9 月 8 日	電気通信工事業	建設業の廃止
( 般 - 14 ) 第 2486 号	平成 14 年 12 月 25 日	山本工務店	山本 武	松山市針田町 98 - 8	平成 15 年 9 月 12 日	建築工事業	建設業の廃止 (代替わり)
( 般 - 11 ) 第 7499 号	平成 11 年 8 月 16 日	西岡建材(株)	西岡 義雄	伊予市下吾川 946 番地 1	平成 15 年 9 月 16 日	土木工事業	建設業の一部廃止
( 特 - 13 ) 第 2155 号	平成 14 年 2 月 6 日	新開建設(株)	山田 勝義	越智郡吉海町大字本庄 719	平成 15 年 9 月 17 日	土木工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
( 般 - 11 ) 第 14227 号	平成 11 年 4 月 8 日	高橋架設工業	高橋 麻夫	松山市和気町 1 - 452 - 105	平成 15 年 9 月 29 日	とび・土工工事業	建設業の廃止 (法人成り)
( 般 - 12 ) 第 10879 号	平成 12 年 6 月 19 日	丸山造園	丸山 耕太	今治市桜井甲 1083 - 7	平成 15 年 9 月 30 日	造園工事業	建設業の廃止
( 般 - 15 ) 第 15288 号	平成 15 年 4 月 10 日	エヌ・ティ・ティ四国 テレコンサービス(株)	西原 秀男	松山市一番町 4 - 3	平成 15 年 9 月 30 日	電気通信工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第2049号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、今治地方局建設部及び弓削町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県  
松山市一番町四丁目4番地2  
代表者 知事 加戸 守行  
松山市北持田町 122 番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

(ア) 1 工区

越智郡弓削町下弓削 119 番から同 121 番 1 を経て同 121 番 2 に至る間の地先公有水面

(イ) 2 工区

越智郡弓削町下弓削 652 番から同1030番 2 に至る間の地先公有水面

(ウ) 3 工区

越智郡弓削町明神60番から同73番を経て同62番に至る間の地先公有水面

イ 区域

(ア) 1 工区

次の 1 点から 8 点までを順次直線で結んだ線、8 点と 9 点を結ぶ平成14年秋分の満潮位( T . P . +

1.71メートル)における公有水面と岳ノ下防波堤との境界線並びに 9 点と 1 点を結ぶ平成14年秋分の満潮位( T . P . + 1.71メートル)における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(越智郡弓削町下弓削 119 番地先の岳ノ下防波堤先端に設置された金属鈹)は、北緯34度15分30秒、東経 133 度12分05秒の地点

1 点は、基点から真北66度24分26秒185.39メートルの地点

2 点は、1 点から真北 205 度30分16秒6.69メートルの地点

3 点は、2 点から真北 295 度38分52秒 70.09 メートルの地点

4 点は、3 点から真北 205 度38分52秒1.11メートルの地点

5 点は、4 点から真北 295 度38分52秒4.20メートルの地点

6 点は、5 点から真北25度38分52秒1.11メートルの地点

7 点は、6 点から真北 295 度38分52秒 27.92 メートルの地点

8 点は、7 点から真北 287 度31分45秒3.92メートルの地点

9 点は、8 点から真北31度12分46秒 10.88 メートルの地点

(イ) 2 工区

次の10点から20点までを順次直線で結んだ線並びに20点と10点を結ぶ平成14年秋分の満潮位( T . P . + 1.71メートル)における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(越智郡弓削町下弓削 119 番地先の岳ノ下防波堤先端に設置された金属鈹)は、北緯34度15分30

秒、東経 133 度12分05秒の地点

10点は、基点から真北 335 度32分12秒262.44メートルの地点

11点は、10点から真北 315 度34分24秒9.66メートルの地点

12点は、11点から真北 317 度43分18秒9.66メートルの地点

13点は、12点から真北 319 度52分13秒9.66メートルの地点

14点は、13点から真北 322 度01分07秒9.66メートルの地点

15点は、14点から真北 324 度10分02秒9.66メートルの地点

16点は、15点から真北 326 度18分56秒9.66メートルの地点

17点は、16点から真北 328 度27分51秒9.66メートルの地点

18点は、17点から真北 330 度36分45秒9.66メートルの地点

19点は、18点から真北 331 度41分12秒 51.95メートルの地点

20点は、19点から真北 330 度59分59秒 12.00メートルの地点

(ウ) 3工区

次の21点から35点までを順次直線で結んだ線並びに35点と21点を結ぶ平成14年秋分の満潮位（T・P・+1.71メートル）における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（越智郡弓削町下弓削 119 番地先の岳ノ下防波堤先端に設置された金属鉄）は、北緯34度15分30秒、東経 133 度12分05秒の地点

21点は、基点から真北 348 度23分29秒593.83メートルの地点

22点は、21点から真北24度25分54秒5.09メートルの地点

23点は、22点から真北21度03分29秒6.04メートルの地点

24点は、23点から真北17度31分51秒5.04メートルの地点

25点は、24点から真北14度08分04秒5.99メートルの地点

26点は、25点から真北11度09分34秒7.08メートルの地点

27点は、26点から真北 8 度44分23秒 12.66メートルの地点

28点は、27点から真北 7 度20分53秒 19.71メートルの地点

29点は、28点から真北 277 度20分53秒1.03メートルの地点

30点は、29点から真北 7 度20分53秒0.50メートルの地点

31点は、30点から真北97度20分53秒0.40メートルの地点

32点は、31点から真北 7 度20分53秒2.00メートルの地点

33点は、32点から真北 277 度20分53秒0.40メートルの地点

34点は、33点から真北 7 度20分53秒1.35メートルの地点

35点は、34点から真北82度28分48秒1.42メートルの地点

ウ 面積

1工区 1,506.19平方メートル

2工区 839.42平方メートル

3工区 519.39平方メートル

合計 2,865.00平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

(ア) 1工区

越智郡弓削町下弓削 118 番から同 121 番 2 に至る間の地先公有水面及び陸域

(イ) 2工区

越智郡弓削町下弓削 652 番から同1030番 2 に至る間の地先公有水面及び陸域

(ウ) 3工区

越智郡弓削町明神58番から同町下弓削 653 番に至る間の地先公有水面及び陸域

イ 区域

(ア) 1工区

次のA点からK点までを順次直線で結んだ線並びにK点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（越智郡弓削町下弓削 119 番地先の岳ノ下防波堤先端に設置された金属鉄）は、北緯34度15分30秒、東経 133 度12分05秒の地点

A点は、基点から真北72度31分39秒207.21メートルの地点

B点は、A点から真北 205 度30分16秒 52.26メートルの地点

C点は、B点から真北 295 度30分16秒152.51メートルの地点

D点は、C点から真北31度12分46秒 58.72メートルの地点

E点は、D点から真北 130 度59分14秒 12.03メートルの地点

F点は、E点から真北 106 度26分58秒 68.92メートルの地点

G点は、F点から真北 113 度34分12秒6.42メートルの地点

H点は、G点から真北 134 度47分01秒6.16メートルの地点

I点は、H点から真北 165 度26分29秒6.55メートルの地点

J点は、I点から真北 177 度21分12秒7.11メートルの地点

K点は、J点から真北 138 度57分51秒3.48メートルの地点

## (イ) 2工区

次のL点からR点までを順次直線で結んだ線並びにR点とL点を直線で結んだ線により囲まれた区域  
基点（越智郡弓削町下弓削 119 番地先の岳ノ下防波堤先端に設置された金属鈹）は、北緯34度15分30秒、東経 133 度12分05秒の地点

L点は、基点から真北 336 度01分27秒263.24メートルの地点

M点は、L点から真北 225 度59分18秒 58.40メートルの地点

N点は、M点から真北 331 度41分12秒185.97メートルの地点

O点は、N点から真北61度41分12秒 43.80メートルの地点

P点は、O点から真北 158 度37分19秒 17.02メートルの地点

Q点は、P点から真北 144 度56分38秒138.00メートルの地点

R点は、Q点から真北 140 度04分03秒7.59メートルの地点

## (ウ) 3工区

次のS点からX点までを順次直線で結んだ線並びにX点とS点を直線で結んだ線により囲まれた区域  
基点（越智郡弓削町下弓削 119 番地先の岳ノ下防波堤先端に設置された金属鈹）は、北緯34度15分30秒、東経 133 度12分05秒の地点

S点は、基点から真北 346 度20分43秒643.32メートルの地点

T点は、S点から真北 0 度00分00秒 45.89メートルの地点

U点は、T点から真北90度00分00秒 45.56メートルの地点

V点は、U点から真北 172 度12分23秒 71.59メートルの地点

W点は、V点から真北 195 度12分31秒 43.38メートルの地点

X点は、W点から真北 270 度15分45秒 21.43メートルの地点

## ウ 面積

1工区 8,661.49平方メートル

2工区 8,943.74平方メートル

3工区 4,898.14平方メートル

合計 22,503.37平方メートル

## 3 埋立地の用途

道路用地 約 1,760平方メートル

護岸用地 約 1,080平方メートル

水路用地 約 20平方メートル

## 4 出願年月日

平成15年10月23日

平成15年10月31日

愛媛県知事 加戸 守行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸 守行

松山市北持田町 122 番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 埋立区域

## ア 位置

東宇和郡明浜町大字田之浜甲 361 番 1 から同町大字田之浜甲 451 番 3 までの地先公有水面

## イ 区域

次の1点から24点を順次直線で結んだ線並びに2点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P. +0.98メートル）の公有水面と東3号護岸及び陸との接する線により囲まれた区域

基点（明浜町大字田之浜 横簀 四等三角点）は、北緯33度19分04.4781秒、東経 132 度23分 19.2373秒の地点

1点は、基点から真北96度56分08秒926.77メートルの地点

2点は、1点から真北 242 度39分28秒 10.55メートルの地点

3点は、2点から真北 241 度36分44秒 20.11メートルの地点

4点は、3点から真北 246 度31分06秒7.32メートルの地点

5点は、4点から真北 251 度21分12秒9.22メートルの地点

6点は、5点から真北 258 度31分11秒 15.52メートルの地点

7点は、6点から真北 266 度18分03秒 11.93メートルの地点

8点は、7点から真北 270 度41分46秒 15.50メートルの地点

9点は、8点から真北 271 度12分50秒 35.94メートルの地点

10点は、9点から真北 270 度43分08秒9.23メートルの地点

11点は、10点から真北 274 度55分09秒 17.65メートルの地点

12点は、11点から真北 281 度39分25秒4.19メートルの地点

13点は、12点から真北 286 度34分11秒 11.26メートルの地点

14点は、13点から真北 293 度16分38秒 10.01メートルの地点

15点は、14点から真北 300 度44分00秒 12.19メートルの地点

16点は、15点から真北 305 度33分04秒 14.69メートルの地点

## ○愛媛県告示第2050号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

17点は、16点から真北 305 度29分32秒 12.67メートルの地点  
 18点は、17点から真北 305 度51分58秒 13.46メートルの地点  
 19点は、18点から真北 310 度19分20秒 15.82メートルの地点  
 20点は、19点から真北 317 度40分11秒 11.48メートルの地点  
 21点は、20点から真北 324 度27分17秒 12.31メートルの地点  
 22点は、21点から真北 331 度53分30秒 15.04メートルの地点  
 23点は、22点から真北 336 度17分55秒 14.26メートルの地点  
 24点は、23点から真北 336 度55分24秒 36.62メートルの地点

## ウ 面積

3,911.57平方メートル

## (2) 埋立てに関する工事の施行区域

## ア 位置

東宇和郡明浜町大字田之浜甲 361 番 1 から同町大字田之浜甲 451 番 3 までの地先公有水面及び陸域

## イ 区域

次の1点から54点までを順次直線で結んだ線及び54点と1点とを結んだ線により囲まれた区域

基点（明浜町大字田之浜 横簀 四等三角点）は、北緯33度19分 04.4781 秒、東経 132 度23分 19.2373 秒の地点

1 点は、基点から真北89度58分33秒666.78メートルの地点

2 点は、1 点から真北 150 度52分40秒7.75メートルの地点

3 点は、2 点から真北 157 度47分18秒 38.38メートルの地点

4 点は、3 点から真北 157 度17分02秒 19.60メートルの地点

5 点は、4 点から真北 154 度16分34秒4.57メートルの地点

6 点は、5 点から真北 140 度50分56秒7.33メートルの地点

7 点は、6 点から真北 129 度09分41秒4.17メートルの地点

8 点は、7 点から真北 127 度07分01秒 15.39メートルの地点

9 点は、8 点から真北 127 度33分01秒 45.19メートルの地点

10点は、9 点から真北 123 度35分02秒3.49メートルの地点

11点は、10点から真北 117 度36分58秒4.54メートルの地点

12点は、11点から真北 110 度50分20秒3.86メートルの地点

13点は、12点から真北 102 度47分46秒6.65メートル

の地点

14点は、13点から真北96度22分46秒3.75メートルの地点

15点は、14点から真北88度43分32秒 12.34メートルの地点

16点は、15点から真北88度07分57秒 46.81メートルの地点

17点は、16点から真北88度00分48秒 48.86メートルの地点

18点は、17点から真北83度42分52秒4.82メートルの地点

19点は、18点から真北77度07分26秒4.66メートルの地点

20点は、19点から真北68度55分45秒4.74メートルの地点

21点は、20点から真北62度37分04秒8.57メートルの地点

22点は、21点から真北54度08分15秒6.99メートルの地点

23点は、22点から真北 129 度31分32秒5.88メートルの地点

24点は、23点から真北 138 度30分23秒4.38メートルの地点

25点は、24点から真北 128 度33分42秒2.86メートルの地点

26点は、25点から真北 107 度27分18秒 10.93メートルの地点

27点は、26点から真北 243 度37分21秒5.15メートルの地点

28点は、27点から真北 236 度45分19秒 10.01メートルの地点

29点は、28点から真北 234 度20分12秒9.70メートルの地点

30点は、29点から真北 239 度13分14秒 18.95メートルの地点

31点は、30点から真北 251 度59分18秒9.99メートルの地点

32点は、31点から真北 258 度51分36秒 16.80メートルの地点

33点は、32点から真北 265 度57分02秒 12.72メートルの地点

34点は、33点から真北 270 度40分32秒 15.90メートルの地点

35点は、34点から真北 272 度01分40秒 14.97メートルの地点

36点は、35点から真北 272 度21分15秒 20.97メートルの地点

37点は、36点から真北 268 度36分15秒9.40メートルの地点

38点は、37点から真北 273 度05分37秒 18.82メートルの地点

39点は、38点から真北 287 度53分29秒4.60メートルの地点

40点は、39点から真北 286 度06分13秒 12.27 メートルの地点  
 41点は、40点から真北 293 度20分03秒 10.92 メートルの地点  
 42点は、41点から真北 301 度11分02秒 13.07 メートルの地点  
 43点は、42点から真北 306 度07分16秒 15.10 メートルの地点  
 44点は、43点から真北 304 度13分34秒 12.67 メートルの地点  
 45点は、44点から真北 305 度00分22秒 13.75 メートルの地点  
 46点は、45点から真北 309 度16分38秒 16.85 メートルの地点  
 47点は、46点から真北 317 度43分08秒 12.48 メートルの地点  
 48点は、47点から真北 324 度58分31秒 13.38 メートルの地点

49点は、48点から真北 332 度36分41秒 16.02 メートルの地点  
 50点は、49点から真北 337 度09分08秒 14.58 メートルの地点  
 51点は、50点から真北 340 度49分37秒 16.16 メートルの地点  
 52点は、51点から真北 340 度53分18秒 20.57 メートルの地点  
 53点は、52点から真北66度50分06秒 14.44 メートルの地点  
 54点は、53点から真北72度36分34秒 3.35メートルの地点  
 ウ 面積  
 8,372.73平方メートル  
 3 埋立地の用途  
 道路用地  
 4 埋立免許年月日  
 平成15年10月21日

○愛媛県告示第2051号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
 平成15年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字土ノ峠岨岨藪352番23から 同字352番38まで	平成15年10月31日

○愛媛県告示第2052号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
 平成15年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 敷 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	380号	上浮穴郡小田町大字町村624番から 同大字638番まで	旧	メートル 5.5～14.0	キロメートル 0.346	
			新	8.5～33.0	0.346	

○愛媛県告示第2053号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
 平成15年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	380号	上浮穴郡小田町大字町村624番から 同大字638番まで	平成15年10月31日



○愛媛県告示第2054号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成15年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	441号	大洲市松尾1071番1地先から 同市松尾1519番2地先まで	旧	メートル 3.9~7.5	キロメートル 0.052	
			新	3.9~7.5 10.6~21.6	0.052 0.052	
"	"	大洲市松尾1519番2地先から 同市松尾1518番6まで	旧	4.1~6.9	0.105	
			新	11.2~73.3	0.105	
"	"	大洲市松尾1518番6から 同市松尾1511番3まで	旧	4.2~7.1	0.042	
			新	4.2~7.1 65.7~72.2	0.042 0.042	
"	"	大洲市松尾1511番3から 同市松尾1474番地先まで	旧	4.1~12.4	0.418	
			新	11.2~72.6	0.418	

○愛媛県告示第2055号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成15年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	441号	大洲市松尾1071番1地先から 同市松尾1474番地先まで	平成15年10月31日

○愛媛県告示第2056号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成15年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	378号	八幡浜市大字舌間2番耕地373番1地先から 同市大字合田2140番12地先まで	旧	メートル 6.2~10.0	キロメートル 0.153	
			新	10.4~20.0	0.151	

○愛媛県告示第2057号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成15年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	八幡浜市大字舌間2番耕地373番1地先から 同市大字合田1935番1地先まで	平成15年10月31日

○愛媛県告示第2058号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
15八局建第1727号 平成15年10月21日	八幡浜市大字元城団地1番耕地2012番及び649番1	八幡浜市北浜一丁目1番1号 八幡浜市土地開発公社 理事長 高橋英吾

○愛媛県告示第2059号

次のとおり落札者を決定した。

平成15年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
捜査画像情報システムの借上げ一式	愛媛県警察本部総務室会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成15年10月6日	エヌイーシーリース株式会社四国支店 香川県高松市中野町29番2号	1,331,190円 (月額)	一般競争入札	平成15年8月22日

○愛媛県告示第2060号

次のとおり落札者を決定した。

平成15年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
人事管理システムの借上げ一式	愛媛県警察本部総務室会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成15年10月17日	エヌイーシーリース株式会社四国支店 香川県高松市中野町29番2号	689,115円 (月額)	一般競争入札	平成15年9月5日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年10月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年10月21日	特定非営利活動法人 自然と共に生きる会	相原俊雄	温泉郡川内町大字南方1443番地8	この法人は、川内町内外の不特定多数の人々に対して、環境保全、農林水産業の自立、人間形成などに関する事業を行い、自然と共に生きる人間及び社会の実現をめざし、公益に寄与することを目的とする。